

傍聴要領

滋賀県立高等学校在り方検討委員会

滋賀県立高等学校在り方検討委員会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴を希望される方は、所定の時刻までに直接会場前の受付へお越しください。
- (2) 定員を超える場合は、抽選を行い傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴希望者の数が定員に満たない場合は、定員に達するまで先着順で傍聴を受け付けます。
- (4) 傍聴者は、係員の指示に従って会場へ入場し、所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) 会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに退席すること。
- (5) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。